

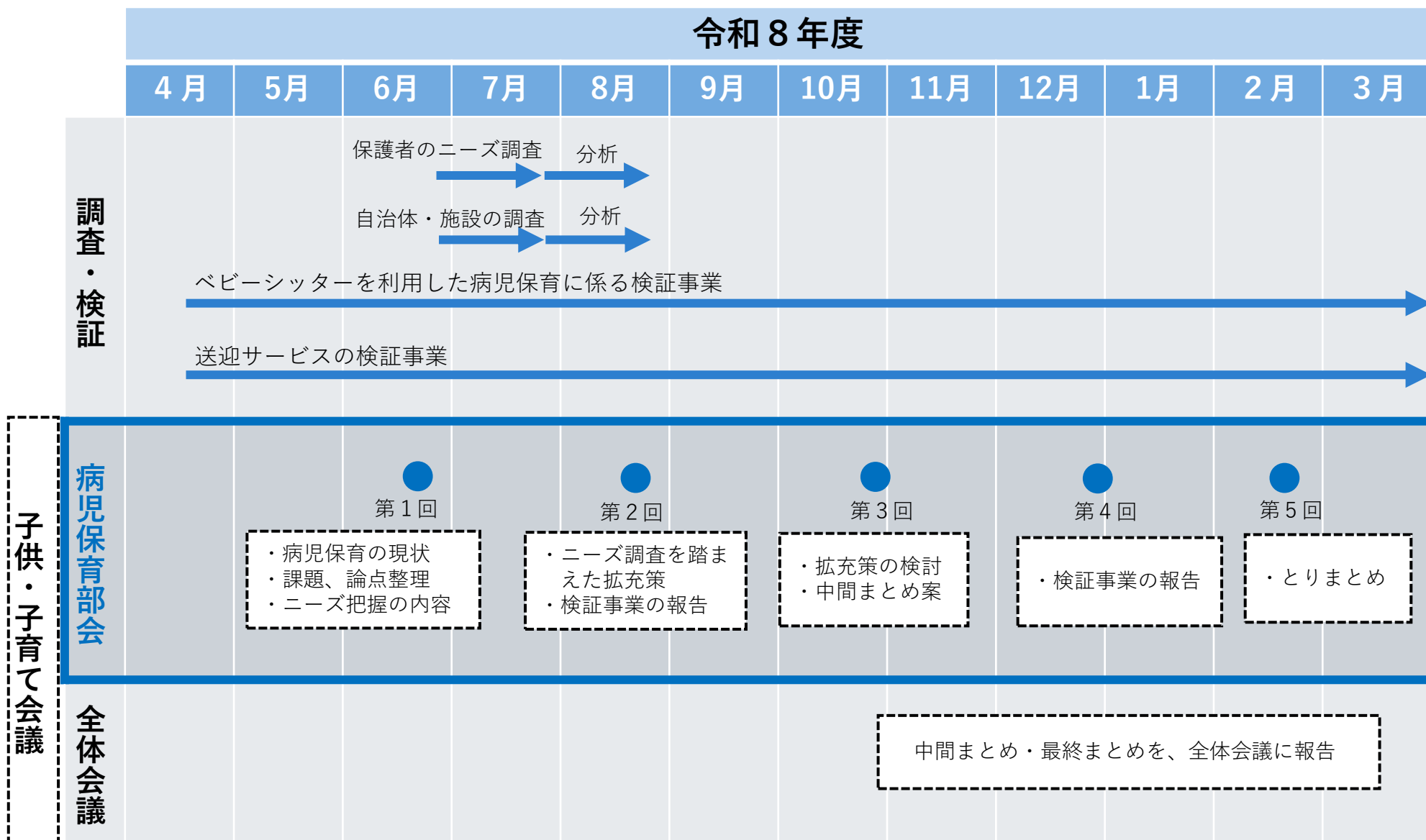
病児保育… 児童が発熱等の急な病気になり、保育所等での集団保育が困難であって、保護者の就労等のため家庭で看護できない場合に、病院・保育所、自宅等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備する

背景

- 子供が病気になった時に、仕事の状況によって休暇を取得できないことが現実には多く、仕事をしながら子育てをする保護者にとって、病児保育はセーフティネットとして重要な役割を担っており、保護者のニーズを踏まえ、多様な選択肢を提供できるよう、病児保育の一層の充実が求められている。
- 本部会では、病児保育の充実を図っていくための方策などについて、子育て当事者、有識者、保育・医療関係者、自治体関係者のそれぞれの立場や専門的な見地からご意見をいただき、以下の論点を中心に検討

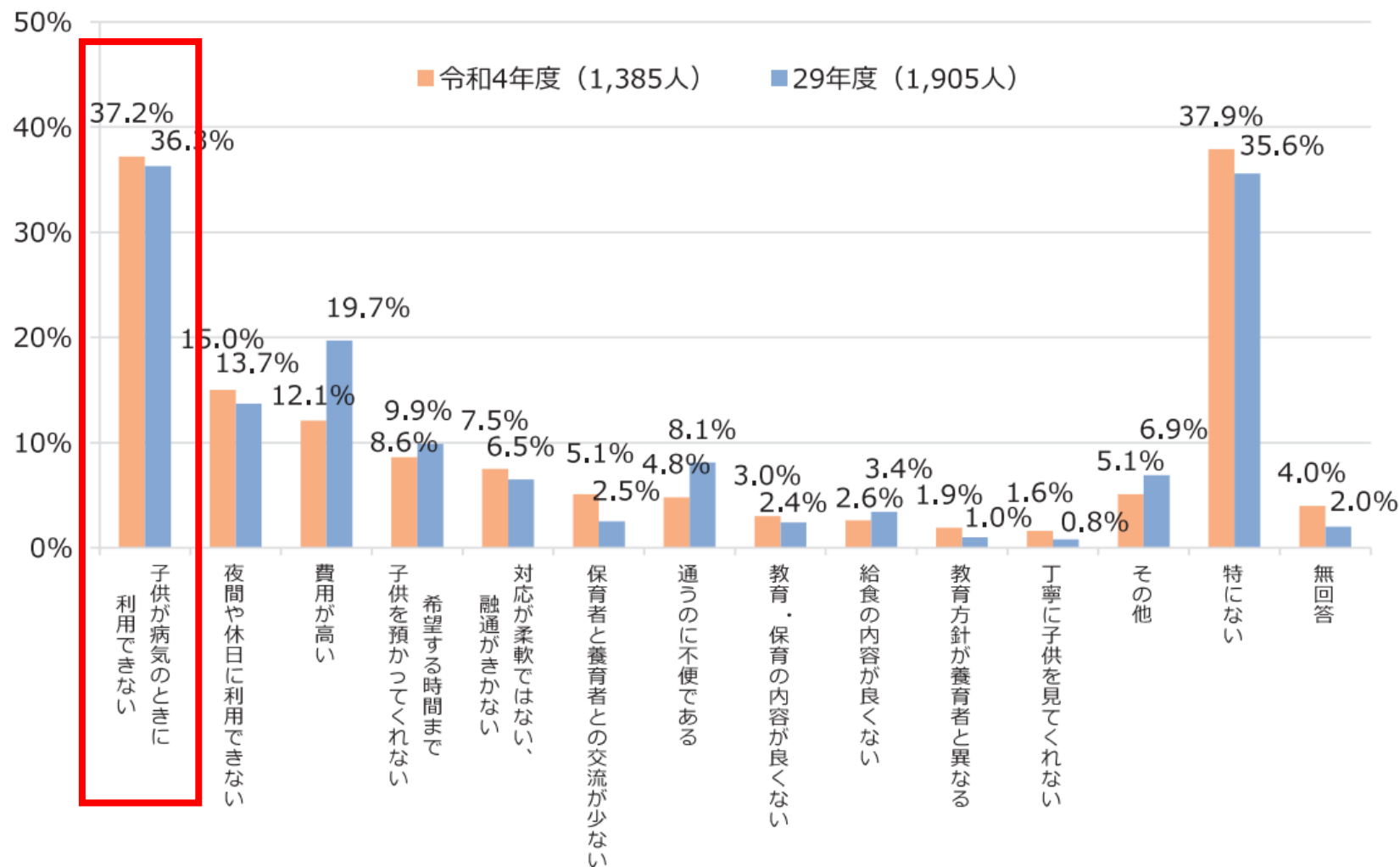
主な検討内容	具体的な論点
1 保護者のニーズ把握	ニーズ把握の内容
2 ニーズを踏まえた対応、人材確保等	① 医療機関併設の病児保育施設を増加させるための取組 ② 小児科医との連携のあり方 ③ 保育所における体調不良児への対応強化策 ④ 検証状況を踏まえたベビーシッターの活用の方向性 ⑤ 担い手の確保策（処遇改善、キャリアパス） など
3 保護者の 利便性向上	① 送迎サービスの検証、 ② オンライン予約システムの導入促進、空き状況の見える化など ③ 広域利用の促進

病児保育部会 スケジュール案



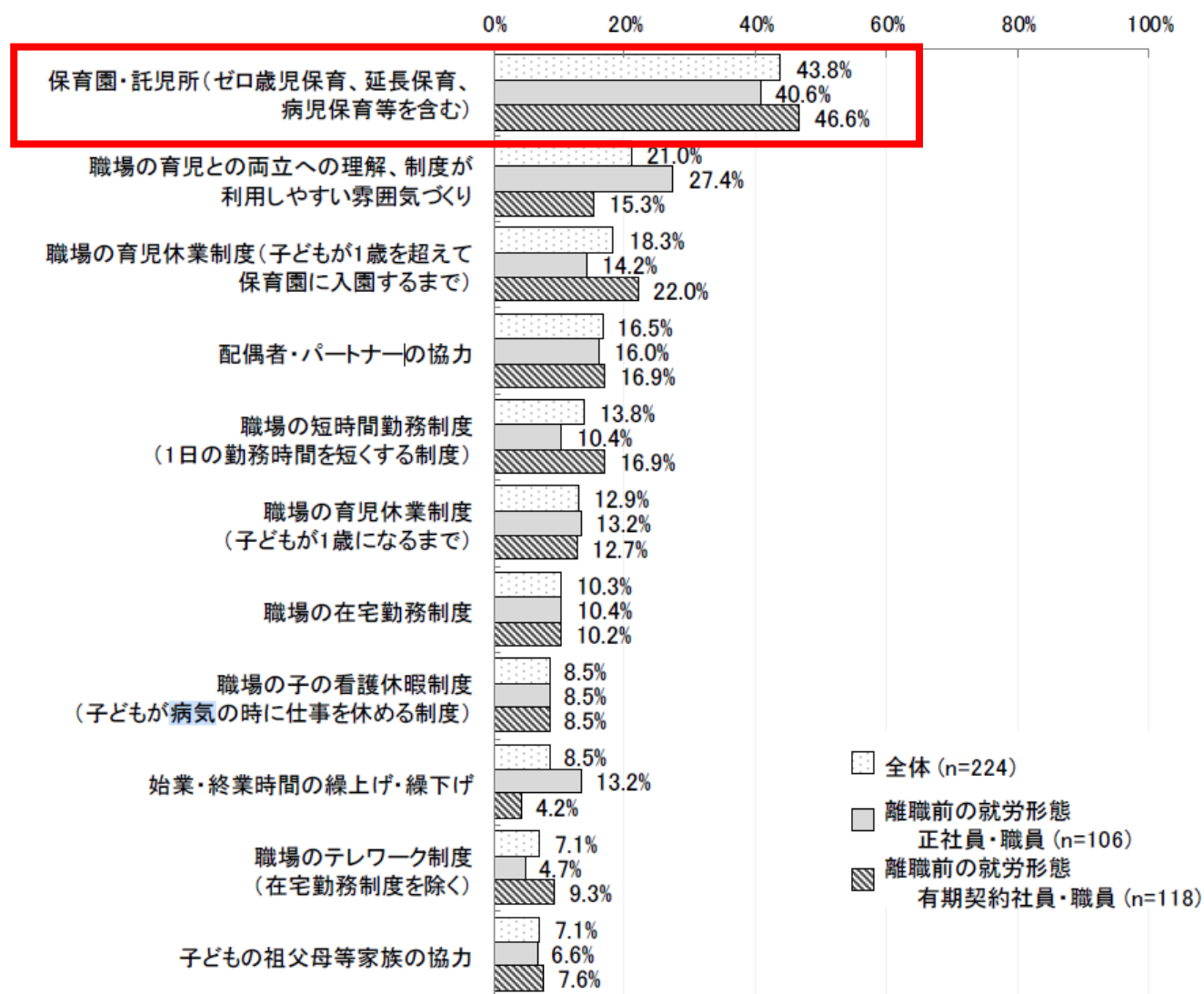
「子供を保育所等に預けていて不満に思うこと」で最も多いのは「子供が病気の際に利用できない」

図表 13 子供を預けていて不満に思うこと（複数回答）



「仕事を続けるために重要と考える支援やサービス」で最も多いのは、
「保育園・託児所（ゼロ歳児保育、延長保育、病児保育等を含む）」

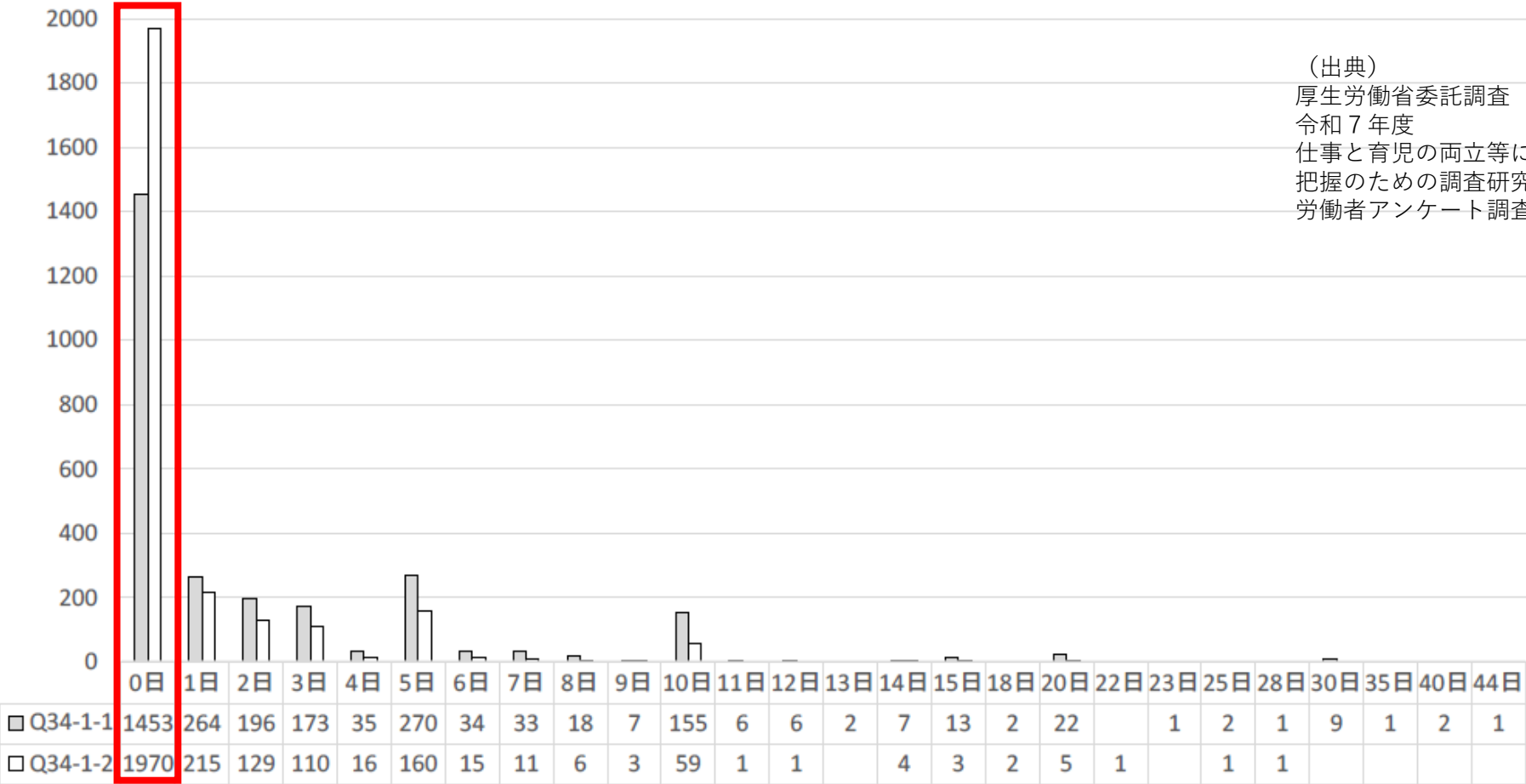
図表Ⅲ- 47 仕事を続けるために重要と考える支援やサービス：複数回答（Q22-2）



（出典）
厚生労働省委託事業
令和2年度
仕事と育児等の両立に関する
実態把握のための調査研究事業
（離職者調査）

「子の病気やけがで休暇を取得した日数」で最も多いのは、0日

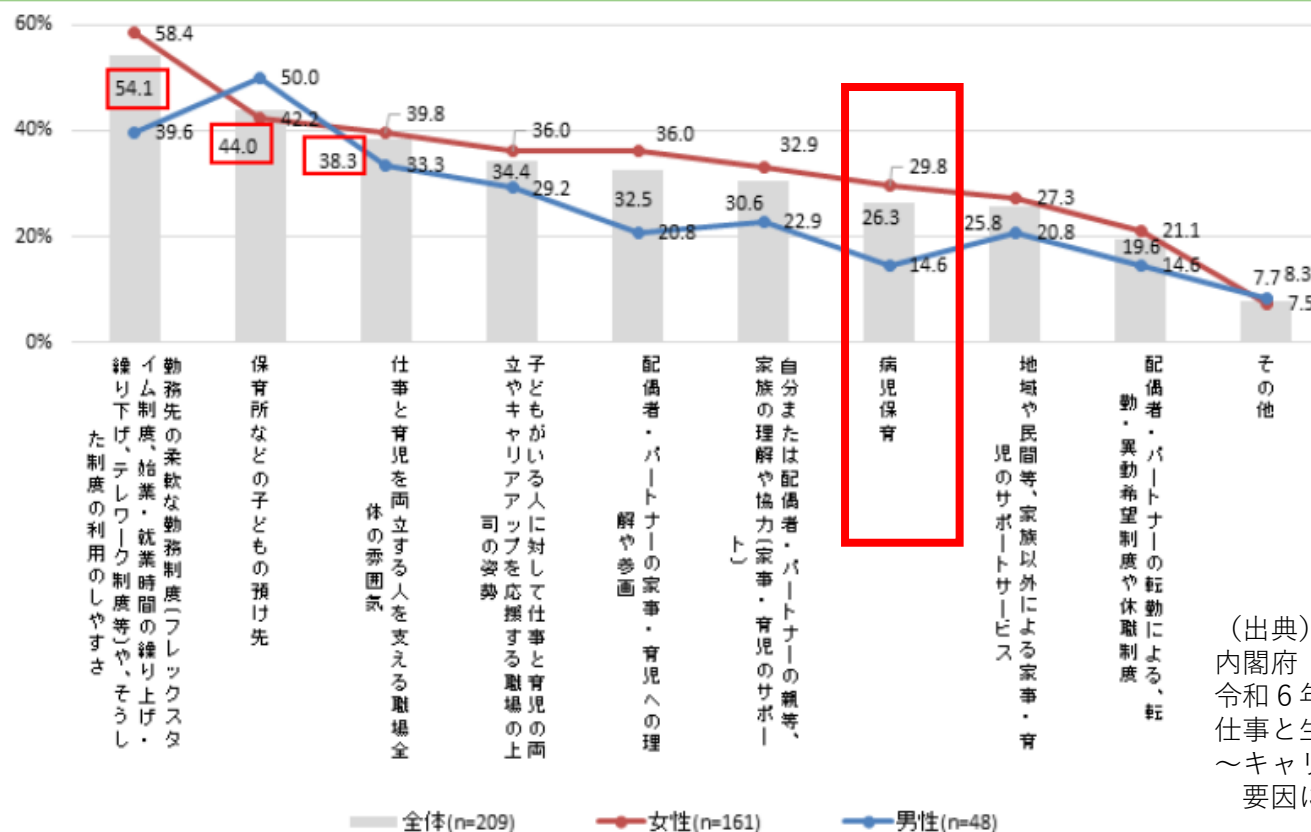
図表 76 参考：子の病気やけがで休暇を取得した日数に関する分布



注) 表中の単位：件。上段 (Q34-1-1) は「子の病気やけがで休暇を取得した日数」、下段 (Q34-1-2) は「子の病気やけがで子の看護等休暇を取得した日数」を表す。

1.2.14 調査結果「仕事と育児の両立のために必要なサポート」

- 第一子が産まれる前に希望していた子どもの人数よりも実際の子ども的人数が「少なくなった・少なくなりそう」と回答し、その理由が「当初の予想よりも仕事と育児の両立が非常に大変だったため」と回答した者が必要としているサポートは、「勤務先の柔軟な勤務制度やそうした制度の利用のしやすさ」「保育所などの子どもの預け先」「仕事と育児を両立する人を支える職場全体の雰囲気」である。



（出典）
内閣府
令和6年度
仕事と生活の調和推進のための調査研究
～キャリア形成と育児等の両立を阻害する
要因に関する調査～

病児保育の現状

都内の保育サービス、幼稚園利用児童（年齢別内訳）

区分	0 歳		1 歳		2 歳		3 歳		4 歳以上		計
保育サービス 利用児童	22,171人	27.1%	57,567人	68.3%	64,368人	74.3%	60,458人	67.9%	118,856人	63.9%	323,420人
幼稚園利用児童	-	-	-	-	-	-	27,553人	31.0%	63,144人	33.9%	90,697人
家庭等	59,557人	72.9%	26,700人	31.7%	22,299人	25.7%	994人	1.1%	4,096人	2.2%	113,646人
計	81,728人	-	84,267人	-	86,667人	-	89,005人	-	186,096人	-	527,763人

※保育サービス利用児童は令和7年4月1日現在、幼稚園利用児童は令和7年5月1日現在、就学前児童人口は令和7年1月1日現在。

都内の病児保育施設数

	施設数	定員	延べ利用児童数
病児対応型	123か所	762人	77,237人
病後児対応型	58か所	279人	13,319人
体調不良児対応型	118か所	-	14,620人

※令和 7 年度時点

- ・ 都内の保育サービス利用児童数は約32万人
- ・ 保育サービスを利用する全ての児童が、病児保育を利用する可能性があるが、病児・病後児保育施設は181か所（保育サービス利用児童 約1,780人に 1 か所）

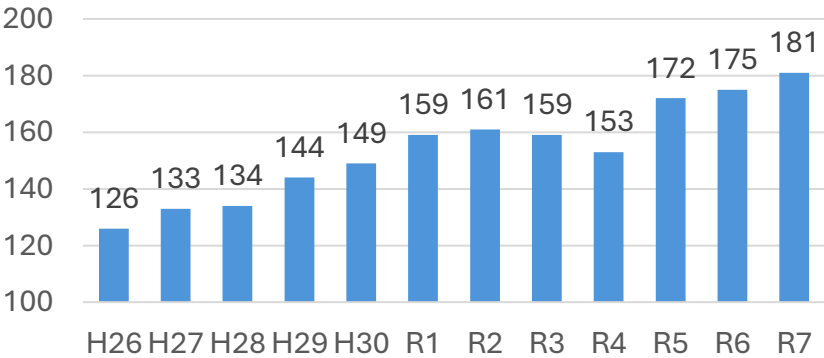
都内の病児保育

類型	内容	令和7年度実績
病児対応型	当面症状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないため、 集団保育が困難 な児童を、病院・診療所、保育所等に付設の専用スペースで一時的に保育する	123か所（20区26市）
病後児対応型	病気の回復期であり、かつ、 集団保育が困難 な児童を、病院・診療所、保育所等に付設の専用スペースで一時的に保育する	58か所（18区12市）
体調不良児対応型	普段通っている保育所等において、保育中に 微熱を出すなど体調不良 となった児童を、保育所内の 医務室等で一時的に保育 する	118か所（2区4市1村1町）
非施設型（訪問型）	病気の回復期に至らない、又は回復期で、集団保育が困難な児童について、保育者が 児童の自宅で一時的に保育 する	実績なし
都の検証事業	事業者が、検証事業への登録を行った方を対象に、児童の急な発熱などが起きた場合、利用者からの派遣要請に従って、 病児保育を行うシッターを自宅に派遣 する	5事業者 3自治体

（単位：か所）

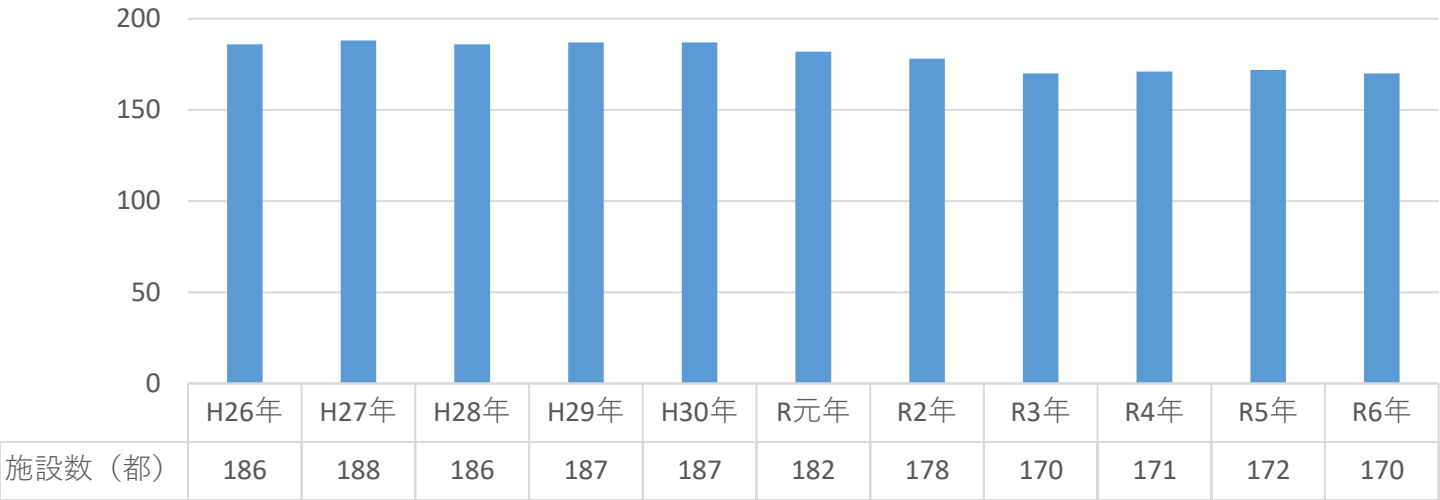
	病児対応型	病後児対応型
病院	24	2
診療所	57	6
保育所	14	44
単独施設	23	3
その他	5	3
計	123	58

《病児・病後児対応型 施設数の推移》

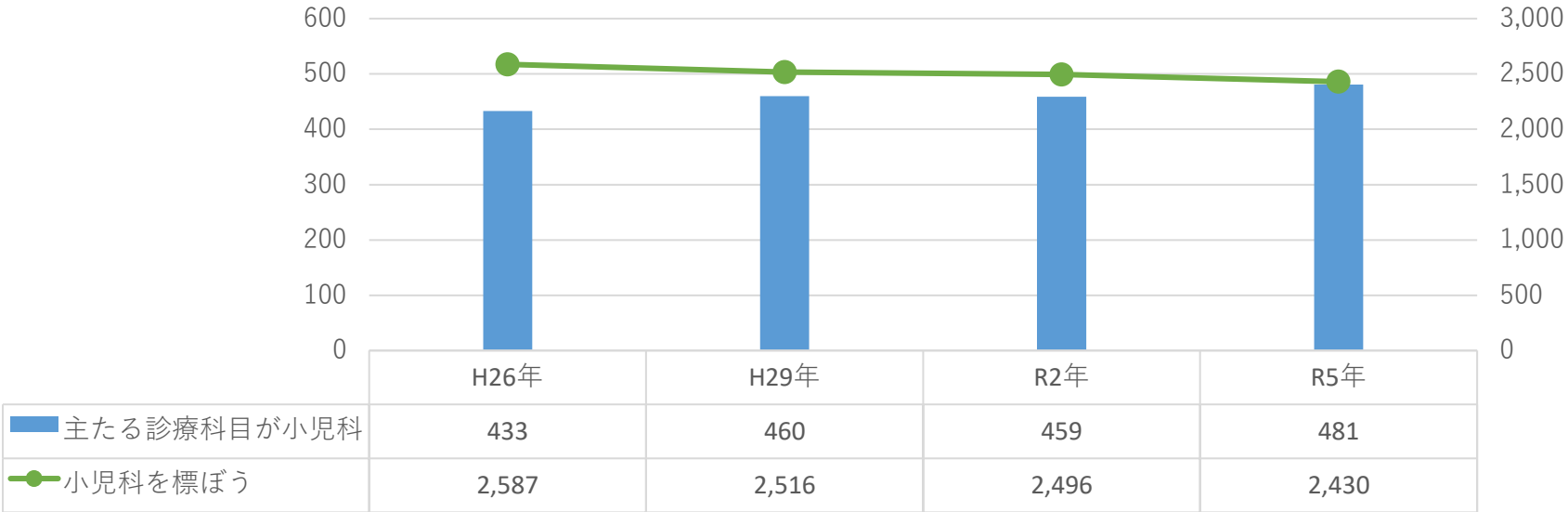


都内の小児科医療機関の状況

小児科を標ぼうする一般病院数の年次推移



小児科を主たる診療科目とする診療所数の年次推移



国の病児保育事業

こども家庭庁

病児保育事業

拡充

成育局 保育政策課

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,288億円）

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

（1）病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（2）体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（3）非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【主な令和8年度補助基準額案（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：9,459,000円（うち改善分2,538,000円）【拡充】

加算分単価：1,180,000円 ～ 42,400,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円

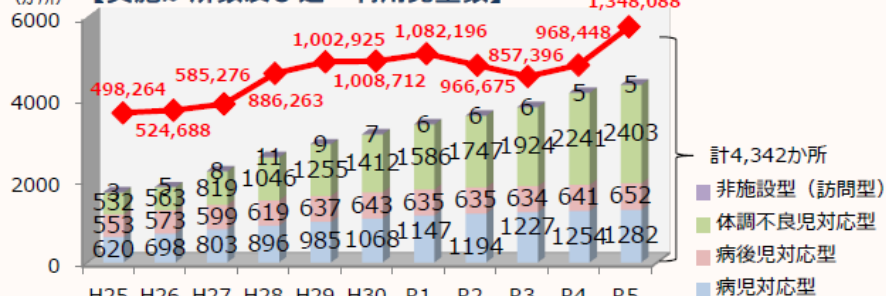
感染症対応加算：1,542,000円

【拡充】基本分単価（改善分）の適用範囲拡大



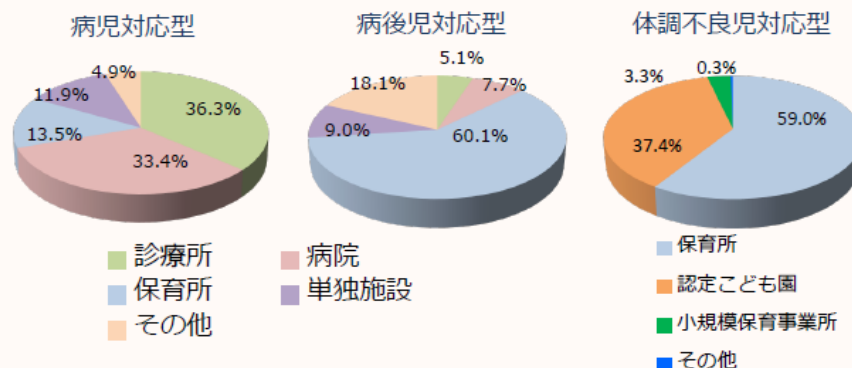
市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価（改善分）の適用対象に追加。

【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
(前年同月の延べ利用児童数を上限)

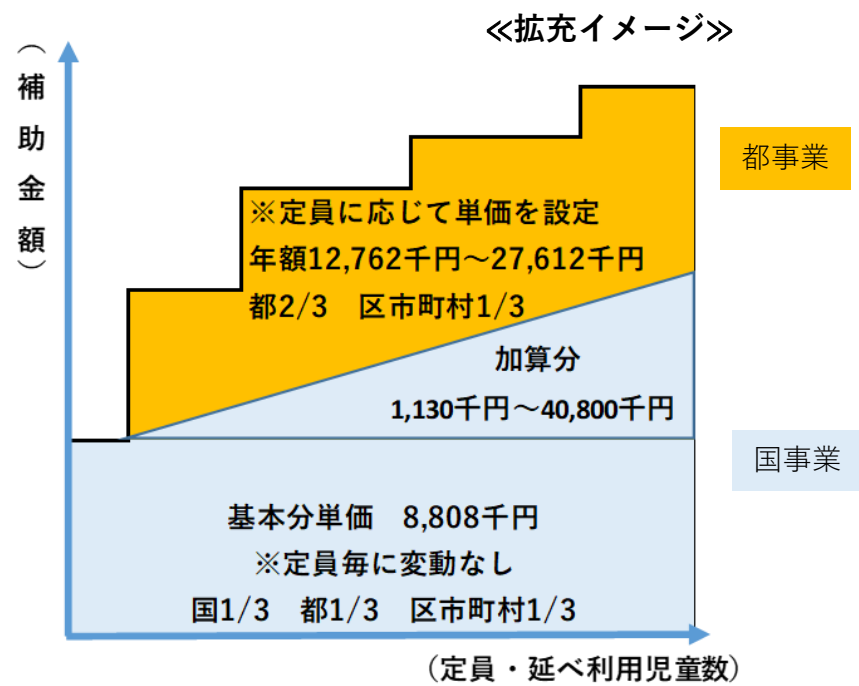
【実施場所】



都独自の補助

病児対応型・病後児対応型の運営費補助

- 病児保育は、利用者数が病気の流行に左右される
 - ・感染症流行時期は利用希望が急増し、その他の時期は利用が少ないなど、利用者数の変動が大きい
 - ・子供は体調の変化が大きく、予約後に改善したり、病状が悪化して入院するなど、キャンセルも発生
- 国の補助金は、基本分単価と加算分で構成され、加算分は利用児童数に応じた補助
- 令和7年度から都独自に、定員に応じた運営費補助を実施



定員	都の基本分単価（1施設あたり年額）	
	病児対応型	病後児対応型
2～3名	12,762千円	9,183千円
4～6名	17,712千円	12,745千円
7～9名	22,662千円	16,307千円
10名～	27,612千円	19,869千円

都独自の補助

体調不良児対応型

看護師の人件費補助単価を引き上げ、人材の確保を支援

補助基準額 年額900千円（国の基準額**4,500千円** → 都の基準額**5,400千円**）
負担割合 都2/3・区市町村1/3

病児保育予約システム導入への支援

区市町村が、管内における**病児保育施設の予約・空き状況を包括的に確認できるシステム**を構築する場合、
区市町村の取組を加速化させるため、**令和8～10年度の3年間**、
初期導入経費の区市町村負担を都が独自に補助するとともに、**運用経費**についても補助

【初期導入経費】

補助基準額：年額10,000千円／1区市町村 ※ただし国補助額を差し引く **補助率**：都10／10

国	都
5,000千円×1/2	10,000千円－国補助額

【運用経費】

補助基準額：年額5,000千円／1区市町村 **補助率**：都1／2

ベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業

<利用者支援>

想定児童	急な発熱等に際し、保護者の勤務等により家庭で保育を行うことが困難である未就学児（生後6か月未満児を除く）
サービス提供体制	・ 通常 1名対応（有資格者） ・ 障害児等や代行受診の対応の場合 2名対応（うち1名有資格者） ※ 現場からの相談に常時対応できる後方支援体制があり、一定の研修と経験を積んだベビーシッターが実施すると都が認める場合は1名可
サービス提供時間	平日午前8時から午後8時まで（当日分受付：午前9時まで、翌日分受付：午後8時まで）
補助基準額	日中（午前8時から午後6時まで）：4,300円／時間（1名）、6,800円／時間（2名） 夜間（午後6時から午後8時まで）：5,400円／時間（1名）、8,100円／時間（2名） ※うち、ベビーシッターの報酬額（本事業に従事する待機シッター報酬への充当可） 有資格者 日中2,900円以上、夜間3,700円以上 研修修了者 日中1,800円以上、夜間2,300円以上
利用上限	0～2歳児：年56時間 障害児、ひとり親家庭は年112時間
	3～5歳児：年28時間 障害児、ひとり親家庭は年56時間
本人負担額	400円／時間（一日の負担上限額 2,000円） ※アンケート協力 （代行受診の場合は700円／時間・一日の負担上限額 3,000円、その他実費負担あり）

<体制の確保>

基本分	80万円／月～100万円／月 応需率により段階的に補助額を設定（応需率90%努力目標）
加算分	受入れ100時間ごとに10万円／月（上限200万円/月）

- ※ 本事業に参画する事業者には、入会金等の低減を義務付け
- ※ 取組の評価・検証のため利用者アンケートを実施

【令和8年5月現在、5事業者・4自治体で検証事業を実施】

訪問型病児保育 国事業と都事業との比較

	非施設型（訪問型）（国）	ベビーシッターを利用した病児保育に係る 検証事業（都）
開始時期	平成23年度	令和7年度
事業の目的	安全性、安定性、効率性等について区市町村が検証 検証内容を毎年国に報告 （例）・安全性（自宅における保育、医療との連携） ・安定性（円滑な運営ができたか） ・効率性（経費等コスト面から効率性について） ・その他（今後のニーズ、事業実施について）	ベビーシッターの 処遇の担保 や、 急な依頼に対応可能な 体制の確保 の取組の 評価・検証
対象児童	乳幼児又は小学生の病児・病後児	未就学児（生後6か月未満児を除く）
補助基準額	— 1か所当たり年額 7,280,000円 （事業期間6か月未満 3,640,000円）	利用者支援 日中4,300円/時間(1名)、6,800円(2名) 体制確保 基本分 月80～100万円（応需率で変動） 加算分 受入100時間ごとに10万円など
負担割合	国1/3、都1/3、区市町村1/3	都10/10
シッター報酬	—	有資格者 日中2,900円以上、夜間3,700円以上 など
利用者負担	—	400円/時間（一日の負担上限2,000円） など
職員配置	・「一定の研修を修了した看護師等」「保育士」 「家庭的保育者」のいずれか 1人以上 ・預かる病児の人数は、職員1名に対し 1人程度	通常：1名（看護師又は保育士） 障害児等・代行受診：原則2名（1名は有資格者）
実施方法	・協力医療機関及び指導医をあらかじめ選定し、 緊急時対応について予め文書で取り決め ・かかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、 受入、訪問を決定	・医療機関への事前受診を原則とし、同行受診も可。 代行受診は、やむを得ない場合のみ
実施箇所数	全国で5か所（令和5年度時点）	5事業者（令和8年5月時点）

病児保育施設における送迎サービスの検証

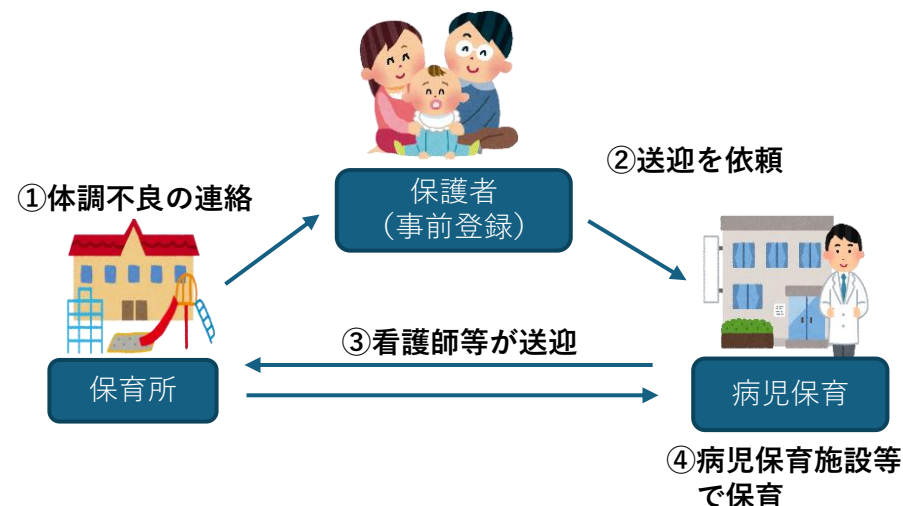
○ 国の病児保育事業の「送迎対応加算」

- ・ 保育所等において保育中に体調不良となった児童を、病児保育施設の看護師等が、保護者の代わりに保育所等に迎えに行き、**保育所等から病児保育施設まで送迎**（病児・病後児対応型、体調不良児対応型への加算）

※自宅から病児保育施設への送迎は対象外

- ・ 令和6年度実績：10か所（5区3市）
延べ利用児童数：1施設あたり最大17人、最小0人／年

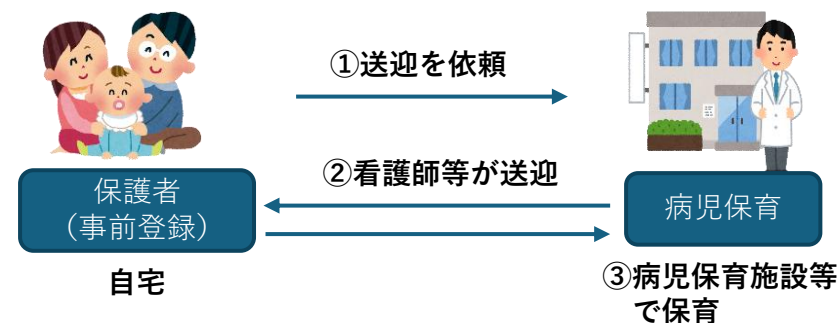
< 国事業のイメージ >



都の検証事業（令和8年度）

- 保育所等で体調不良となった児童を、病児保育施設に送迎（**病児保育施設の看護師等が、保護者の代わりにお迎え**）
- 送迎サービスの選択肢を広げるため、自宅から病児保育施設への送迎も含め、ニーズや必要な体制を検証

< 都検証事業のイメージ >



都独自の補助（人材確保）

保育士等キャリアアップ補助

（開始年度） 平成28年度

（補助条件）

- ① キャリアパス要件
職責や職務内容などに応じた賃金体系の設定、
職員の研修の計画的な実施 等
- ② 財務情報等をホームページ等で情報公開
- ③ モデル賃金等をホームページで情報公開
- ④ 非常勤職員の賃金改善

※①を満たさない場合は補助額 0
②～④を満たさない場合は補助額 1 / 2

（対象経費）
賃金改善に要した経費

（補助基準額）
定員別単価×定員数
（例）定員 6 名の場合、20,600円× 6 名 = 123,600円 / 月

保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

開始年度	平成29年度
対象者	常勤保育従事職員 ※保育従事職員：施設長、保育士、看護師、 保育補助者、調理員、等
期間	下記アからエまでの要件を満たした日から ア 事業者が宿舎を借り上げていること イ 対象者を採用していること ウ 対象者が入居していること エ 対象者と事業者の入居契約等が結ばれて いること
対象経費	常勤保育従事職員用の宿舎の借上げに必要な経費
補助基準額	1 戸あたり82,000円 / 月

（認可保育所）

（病児・病後児対応型）

保育士等キャリアアップ補助

処遇改善等加算

運営費（公定価格）

保育士等キャリアアップ補助

都独自の運営費補助
（定員に応じた補助）

国の運営費補助

保護者のニーズ調査

- 病児保育の議論を行っていく上で、**子育て当事者の意見**を踏まえることが重要
 - ① **保護者へのニーズ調査**を実施
 - ② アンケート回答者のうち、協力いただける方に、**個別のインタビュー調査**を実施予定
(アンケートでは把握しきれない具体的なニーズを把握)
- ニーズ調査の実施方法
018サポートの申請情報を活用し、「未就学児をもつ保護者で、個人情報のアンケート利用に同意いただいている方」にアンケートへの協力を依頼
(登録されたメールアドレスにメールを送付。web上のフォームにアクセスして回答)

アンケートの送付対象者数
(0歳～6歳の子供がいる保護者) 約10万人



- ニーズ調査の質問項目 (案)
 - ・ 事務局案に、委員の皆様からいただいたご意見・ご指摘を反映した上で、調査を実施
 - ・ より多くの方に回答いただけるよう、質問の内容は平易で分かりやすい表現とし、質問数が多くなり過ぎないように設定